

## 筑後市立病院 公式 YouTube チャンネル運用方針

(YouTube について)

第 1 条 YouTube (ユーチューブ) とは、Google 社が運営する、動画投稿サービスで、動画を投稿すると一般公開され、その内容をパソコンや携帯電話・スマートフォンなどの情報端末から自由に閲覧でき、動画についてコメントができるようになっている。また、チャンネルとはそのユーザーが投稿した全ての動画を表示できる公開プロフィールのようなもの。

(目的)

第 2 条 YouTube を利用し、筑後市立病院 (以下、「当院」) の情報を映像媒体として発信するために、その運用に関するルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、当院公式 YouTube チャンネル (以下、「本チャンネル」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 本チャンネルは当院公式のものを一つ設置し、その管理は総務企画課が行う。

(使用端末)

第 5 条 本チャンネルは、原則として職場のパソコンと公用端末でログインすることとする。

(投稿)

第 6 条 投稿者は、総務企画課職員とする。

2 投稿する内容は、原則として筑後市立病院の PR になるもの及びオンライン地域公開講座、保険診療情報に関する動画とする。

3 各投稿は原則として当院公式ホームページへリンクを張ることとする。

(乗っ取り・成りすましへの対応)

第 7 条 アカウントが乗っ取られた場合や成りすましを発見した場合は、速やかに YouTube サポートに連絡し対応を要請するとともに、当院公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

(遵守事項)

第 8 条 この運用方針のほか、YouTube コミュニティガイドライン、関連法令、関連条例

を遵守すること。

(停止または削除)

第 9 条 本チャンネルの運用が困難と判断される場合には、当院公式ホームページに明記したうえで速やかに停止、またはアカウントを削除するものとする。

(その他)

第 10 条 投稿内容に関しては、総務企画課がその責を負うものとする。

2 この運用方針に定めがない事項については、総務企画課が適切な判断を行うものとする。

附則

この運用方針は、令和 4 年 12 月 1 日 から施行する。

この運用方針は、令和 5 年 4 月 1 日 から施行する。